

受第1256号
 12.9.18
 4 医第819号
 平成24年9月14日

社団法人京都府医師会会長
 社団法人京都私立病院協会会長
 京都府病院協会会長
 社団法人京都精神病院協会会長
 公益社団法人京都府看護協会会長
 京都府訪問看護ステーション協議会長

様

京都府健康福祉部医療課長
 (公印省略)

京都府訪問看護ステーション支援事業補助金について

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

京都府では、在宅医療の推進において、重要な役割を担う訪問看護ステーションを支援するため、上記支援事業を実施しております。

ついては、別添のとおり本年度の事業実施について各訪問看護ステーション及び各病院へ通知するとともに、京都健康医療よろずネットに掲載しましたのでお知らせします。

事業内容について御承知いただきますとともに、本事業の活用について、会員の皆様への周知等御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本年度の申請につきましては、下記のとおりとなります。

記

1 事前調書

- (1) 提出期限 平成24年10月12日(金)
- (2) 提出先 京都府健康福祉部医療課医務・看護担当
- (3) 提出方法 別添様式(「平成24年度京都府訪問看護ステーション支援事業事前調書」)の提出

2 補助金交付申請

- (1) 申請期限 平成24年12月7日(金)
- (2) 申請先 京都府健康福祉部医療課医務・看護担当
- (3) 提出方法
 - ・初度備品整備事業
別紙様式1、別紙1-1、1-2、1-3、予算書抄本及び添付資料の提出
 - ・訪問専用自動車整備事業
別紙様式1、別紙1-1、1-4、1-5、予算書抄本及び添付資料の提出

担 当	〒602-8570 (住所記載不要)	
	京都府健康福祉部医療課 医務・看護担当(田中)	
	電話	075-414-4746
	FAX	075-414-4752

京都府訪問看護ステーション支援事業実施要領

(趣旨)

第1 本実施要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項における都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者のうち同法第8条第4項に規定する訪問看護又は、同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所及び、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項における厚生労働大臣が指定する指定訪問看護事業者（病院・診療所を除く。以下「訪問看護ステーション」という。）の備品整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の実施者)

第2 京都府内に主たる住所地を有する医療法人、社会福祉法人等の法人で、京都府内に訪問看護ステーションを設置する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象経費等)

第3 補助の対象とする経費は、補助対象事業者が京都府内に訪問看護ステーションを新たに開設するため購入する備品の整備費（以下「初度備品整備事業」という。）又は、補助対象事業者が既設の訪問看護ステーションにおいて当該年度の4月1日以降に、事業所従事者（保健師、助産師、看護師、准看護師、作業療法士又は理学療法士）を増員した場合に、新たに購入する訪問専用自動車の整備費（以下「訪問専用自動車整備事業」という。）とする。

(2) 補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費、補助率及び交付額の算定方法は、別表に掲げるとおりとする。

(3) 補助金の交付は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日京都府規則第23号。以下「規則」という。）に基づき行うものとする。

(交付申請)

第4 事業実施者は、別途通知する日までに補助金交付申請書（別紙様式1）を京都府健康福祉部医療課あて提出するものとする。

(実績報告)

第5 事業実施者は、事業完了後10日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに事業実績報告書（別紙様式2）を、京都府健康福祉部医療課あて提出するものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

